

鳥取県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第43号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第40号）の施行期日は、平成24年 4月 1日とする。